


所管部課	総務部 文書課	部長	北田 和雄		
件名	東大和市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	行政手続条例			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市行政手続条例が改正されたことにより、引用していた条文が変更したため、東大和市行政手続条例施行規則を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点                  東大和市行政手続条例施行規則第1条第1号中                  「第2条第1項第1号」を                  「第2条第1号」に改める。</p> <p>(2) 施行日                  平成27年4月1日（条例施行日と同一）</p> <p>(3) 影響及び効果                  特になし</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>27年2月 東大和市行政手続条例の一部を改正する条例公布                  27年3月 文書課において審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議付議後、速やかに規則改正の手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。